

# 第3章 重点施策について

## 1 多治見市4大教育プラン

### (1) 習慣向上プロジェクトたじみプラン



### (2) 子どもの健康・体力づくりたじみプラン

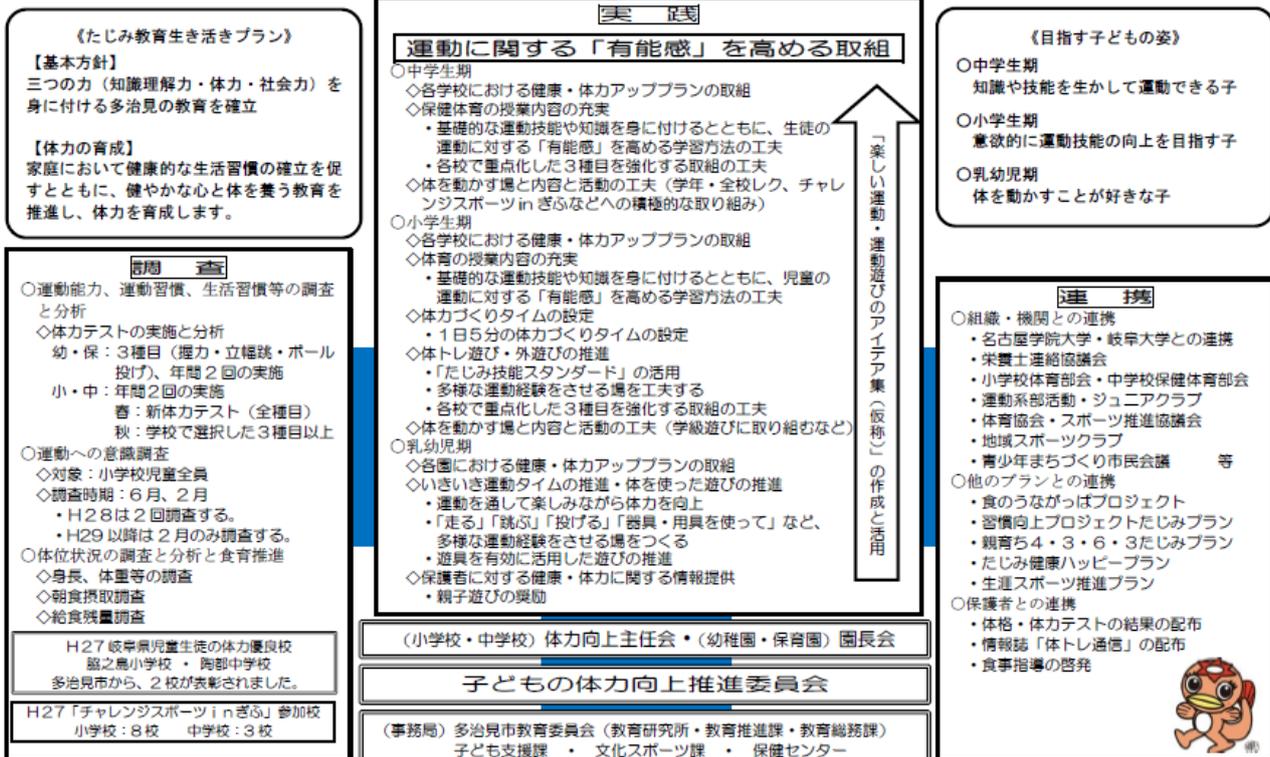
#### 子どもの健康・体力づくりたじみプラン

平成28年度 Ver.1  
多治見市教育委員会

「健康・体力づくり」でつなぐ  
【多治見市型幼保小中一貫教育】

#### 運動が「好き」「楽しい」「得意」になる教育の推進

平成24年度より



### (3) インクルーシブ教育（支援児包容教育）推進プラン

#### インクルーシブ教育（支援児包容教育）推進たじみプラン

平成 28 年度 Ver.1  
多治見市教育委員会

【みんなを支援！みんなで支援！】  
第2期 推進構想  
平成27～29年度

みんなが伸びる みんなと伸びる 自立を支援する教育の推進

めざす方向

自立を支援するための  
園・学校力の向上

#### 基本施策3 「教職員の専門性の向上を図る 研修の充実」

- ① 発達障がいに関する教職員の専門性向上
- ② 特別支援学校免許状の取得の啓発
- ③ 特別支援教育コーディネーターの専門性の向上

#### 基本施策4 「就学先決定の仕組みの見直し と支援の充実」

- ① 就学先決定の仕組みの見直し
- ② 早期からの教育相談・支援の充実

#### 基本施策5 「園・学校経営の改善」

- ① 居住地校交流の取組の推進
- ② 園や学校の施設、環境のバリアフリー化



一人一人の教育的ニーズへの対応

#### 基本施策1 「一人一人の教育的ニーズを把握し、それに 応じた指導・援助の充実」

- ① ユニバーサルデザインの授業づくりの推進  
（「分かる」「できる」授業づくり）
- ② 個の教育的ニーズに応じた適切な変更・調整  
（「個別的教育支援計画」「個別の指導計画」）
- ③ タブレット端末を活用した発達障がいの可能性のある児童生徒への支援の工夫  
（H28指定校：養正小、精華小、根本小、北栄小、陶都中、北陵中）

#### 基本施策2 「多様な学びの場の整備と関係機関の連携」

- ① 支援の連続を図る関係機関の連携の充実
- ② キキョウスタッフ（支援員）の効果的な配置と研修
- ③ 多様な学びの場の整備の推進
- ④ 交流及び共同学習の取組の推進

★保健、福祉、医療と教育との連携

インクルーシブ教育推進委員会（委員：15名）

（事務局）○教育相談室 教育研究所 教育推進課 子ども支援課 保健センター 福祉課

障がいの有無及び程度に応じ、学びの場を分けるのではなく、同じ学びの場において共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的支援を必要とする子どもに最も的確な指導を行う教育

より適切な支援をするための  
諸機関との連携の強化

#### 基本施策6 「諸機関との連携強化」

- ① 園と学校における外部機関との連携の強化
- ② 発達支援センターの幼稚園・保育園との連携の充実

多治見市の現状と課題

- ① 特別な支援を要する子どもの割合が増加傾向にある。
- ② 一人一人の教育的ニーズに応じた支援をより充実させる。
- ③ 教職員等の専門性の向上など、園や学校が子どもの自立を支援するための支援体制を強化する必要がある。
- ④ より適切な支援をするために、諸機関の連携を強化する必要がある。

### (4) 親育ち4・3・6・3たじみプラン

【親が育てば、子どもも育つ】  
【親子が育つ多治見の家庭教育】

＝親育ち4・3・6・3たじみプラン＝

H28-1  
親育ち4・3・6・3たじみプラン事務局

親が育ち、親子の良好な関係を築く

＜平成28年度重点＞  
□親育ち・子育て事業に家族で参加しましょう  
□わが家の約束をつくりましょう  
□家庭や地域であいさつを交わしましょう

《家庭の教育力の向上のために》

～たじみ教育生き活きプランより～

- ◆市、園・学校の取組
- 1 親が育ち、親子の良好な関係づくりを進めます
- 2 犯罪や事故から子どもを守るよう取り組みます
- 3 家庭のコミュニケーションを深める機会をつくります
- 4 食育を推進します
- 5 教育や子育ての情報を積極的に発信します

☆…今年度各部課の重点事業

《4・3・6・3とは》

- ◆4…子どもを妊娠中～3歳までの4年間
- ◆3…子どもが3歳～6歳までの3年間
- ◆6…子どもが小学生の6年間
- ◆3…子どもが中学生の3年間

事務局が

広げる

- 1 親子体験・交流事業の実施  
☆親子対象事業・講座（公民館・児童館・児童センター・地球村・体育館ほか）  
☆親子向け得意セミナー
- 2 婚姻届提出・母子手帳交付時、妊婦・乳幼児健診☆の活用
- 3 幼保小中入学機会、PTA・保護者会会の活用
- 4 親育ち・子育て広報啓発  
・習得向上PJ ・健康体づくりPJ  
・子育てFacebook  
・たじみ子育て楽市・楽座
- 5 食育活動の推進  
・食のつながりPJ ・お弁当の日
- 6 親育ちサポーターづくり  
・親育ち関係者セミナー

親が

学ぶ

- 1 親育ちの講座・講演会への参加  
・公民館主催各種講座  
・教育おでかけセミナー（障がい児支援☆含む）  
・NP講座 ☆親子ふれあい講座（BP講座含む）  
※NP・BP講座・NP（ナビゲイタープログラム）は障がい児の子育て支援プログラム。BPは、NPから派生したもので、赤ちゃん（baby）を初めて育てる親と子の絆づくりプログラム
- ☆子どもの権利セミナー
- 2 幼小中学校家庭教育学級への参加  
・話そう聴ろうわが家の約束運動 ほかに
- 3 各種親育ち・子育て事業への参加  
☆マタニティ・ママ/VVセミナー  
☆乳幼児クラブ  
☆マイ保育園・マイ幼稚園（園児向け）  
☆イクメン事業 ・サロン事業  
・土曜学習講座 ・地域子育て支援拠点事業
- 4 次世代の親支援  
・中高生の乳幼児ふれあい事業

各種団体・地域が

手をつなぐ

- 1 市P連・単Pとの連携  
・新 家族の約束十二か条の推進  
・おやじの会
- 2 児童館・児童センター運営組織との連携
- 3 子育て支援組織・NPOとの連携（母親クラブ含む）
- 4 文化・スポーツ振興組織との連携
- 5 地域福祉・青少年組織との連携  
・地域福祉事業（子育てサロン）  
・青少年まちづくり市民会議（毎月の日）
- 6 親育ちモデル校区事業の実施  
・第1期モデル指定：多中校区・笠中校区  
・第2期モデル指定：南畑中学校区

親育ち支援委員会（委員：12名）

【事務局】○教育推進課 教育研究所、教育相談室、子ども支援課、保健センター、文化スポーツ課、くらし人権課、多治見市社会福祉協議会

## 2 平成 28 年度 教育委員会の最重点施策

### 1. 30 人程度学級導入

一市独自で中学校第 3 学年に導入していた 30 人程度学級を第 2 学年に拡大。6 クラス増で 11 人の講師を配置します。

### 2. 放課後児童健全育成事業

一全 13 校区に 18 の放課後児童クラブを設置。コーディネイターを 7 人配置し、基本登録・延長登録の 2 本立ての新規事業を全クラブで開始します。

### 3. 特色ある多治見の教育

一「習慣向上プロジェクトたじみプラン」「子どもの健康・体力づくりたじみプラン」「親育ち 4・3・6・3 たじみプラン」「インクルーシブ教育推進プラン」に「土曜学習」を加えた主要プロジェクトを推進します。

## 3 教育大綱・多治見市第 7 次総合計画

### (1) 多治見市教育大綱

#### ① 大綱策定の趣旨

平成 27 年 4 月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）が一部改正され、市長は、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされました。

これを受け、市長及び教育委員からなる総合教育会議において、教育行政の目標や方針等について協議を行い、多治見市教育大綱として定めるものです。

#### ② 大綱策定にあたっての考え方

教育に関する施策の根本となる方針等については、第 6 次総合計画や教育基本計画の考え方や課題等を踏まえ策定された第 7 次総合計画（平成 28 年度～平成 35 年度）に掲げられていることから、本市の教育大綱は第 7 次総合計画を基本として策定しています。

具体的には、総合計画に掲げられるまちづくりの基本方針を大綱の目標とするとともに、基本方針を実現するための施策の柱は、総合計画における教育関係の施策により構成しています。

今後、本大綱の基本方針を踏まえ、教育基本計画が策定されることとなります。総合計画・教育大綱と教育基本計画が相互に影響を与え策定される仕組みにより、基本的な考え方や方針を継承しつつ、教育行政の確実なレベルアップを図ります。

なお、スポーツ及び文化（文化財を除く）に関することについては、多治見市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（平成 22 年条例第 37 号）により、市長が管理し、執行することとしていることから、本大綱には掲げておりません。

#### ③ 大綱の期間

大綱の期間は、第 7 次総合計画の前期計画期間に合わせて平成 28 年度から平成 31 年度までの 4 年間とします。ただし、総合計画が見直された場合には、本大綱も併せて見直すこととします。

### (2) 第 7 次総合計画

#### ① 基本方針

「まるごと元気！多治見」

本大綱の推進により、まちの財産である「人財」を育むことで、多治見市を元気にし、「まるごと元気！多治見」の実現を目指します。

« 「まるごと」とは »

第 7 次総合計画（平成 28～35 年度）では、人口減少による様々な課題を克服する原動力として多治見らしさを高め、「子どもの目」「大人の目」「女性の目」「男性の目」「障がいのある人の

目」「老人の目」など多面的な視点により、中心市街地と郊外団地、地場産業と新規産業など相対するもの両方を元気にする「まるごと元気」をキーワードとした視点でまちづくりを行っていくこととしています。

## ② 施策

### (ア) 親育ち・子育て支援

安心して子育てができ、子どもと共に成長する喜びを感じられるよう、子どもに関わる総合的な相談支援体制をはじめ、子育て・親育ちを支える環境を充実させます。また、家庭・地域・学校など多様な人間関係の中で、豊かな心を育み、自立する力を身に付けることができるよう、子育て環境を充実させます。

### (イ) 学校教育の充実

子どもが学力・体力・社会力を身に付け、多治見に愛着を持ち、将来活躍できる「人財」となるよう、特色ある教育を充実させます。

### (ウ) 学校教育施設などの整備

特色ある教育を支えるため、教育施設や設備を充実させます。

### (エ) 文化財の保護、研究

文化財の保護・活用を通し、郷土の歴史や文化の理解を促し、郷土愛を育む取組を進めます。